

令和7年度山梨市地域ブランディング推進業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和7年度山梨市地域ブランディング推進業務委託

2 実施の目的

山梨市で暮らし・働き・学ぶ「市民」、市外から山梨市を支える「関係人口」、山梨市に関心を持つ「交流人口」のそれぞれが統一的なブランドを理解した上で地域の情報発信を行うことを目指し、市の現状分析や魅力の掘り起こし・再整理、取組方針等を定めた戦略の策定や、山梨市を象徴するブランドメッセージの制作、デジタルマーケティングに係る知識を習得するための職員研修を行う。

本プロポーザルは、当該戦略策定等の業務を委託するにあたり、事業者からの提案を広く募集し、委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため、実施するものである。

3 業務概要

「令和7年度山梨市地域ブランディング推進業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに。

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、山梨市地域ブランディング戦略の策定、ブランドメッセージの制作及び職員へのデジタルマーケティング人材育成支援の実施に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の提案書を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

4 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 委託業務上限額

10,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

6 支払方法

完了検査終了後、請求があった日から 30 日以内に指定された口座に振り込むこととする。

## 7 事務局

山梨市 企画推進課 企画・DX 推進担当

住 所:〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843(山梨市役所4階)

電 話:0553-22-1111(内線2423)

メール:kikaku@city.yamanashi.lg.jp

山梨市ホームページ(URL <https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>)

## 8 プロポーザル方式の形式

公募型プロポーザル方式による。

## 9 参加資格要件

公募型プロポーザルに応募する者は、次の各号に掲げる資格要件を満たさなければならない。

(1)日本国内に本社又は支社を有している者であり、シティプロモーション等に関する業務に従事したものを担当者にできる者であること。

(2)過去5年以内、国もしくは地方公共団体においてシティプロモーション等に関する、契約金額 10,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)以上の実績を有していること。

(3)山梨市財務規則(平成 17 年規則第 42 号)第 157 条第 2 項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登録されている者又は市が定める期間において、本業務に係る参加資格審査申請書等必要書類を提出し、正式に受理された者であること。

(4)次のいずれの項目にも該当しないこと。

(ア)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当すると認められる者。

(イ)破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

(ウ)市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(エ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者

## 10 実施スケジュール

| 項目                      | 日程                                 |
|-------------------------|------------------------------------|
| 実施要領等の公告                | 令和7年4月25日(金)                       |
| 質疑書受付期間                 | 令和7年4月25日(金)から<br>令和7年5月2日(金)午後5時  |
| 実施要領等の質問回答日(市ホームページ掲載)  | 令和7年5月12日(月)                       |
| 参加申込書等の提出期間             | 令和7年4月25日(金)から<br>令和7年5月16日(金)午後5時 |
| 提案書の提出期限                | 令和7年5月23日(金)午後5時                   |
| 第1次審査結果の通知(市ホームページにも掲載) | 令和7年5月29日(木)                       |
| 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング) | 令和7年6月3日(火)                        |
| 審査結果の通知(市ホームページにも掲載)    | 令和7年6月9日(月)                        |
| 契約予定日                   | 令和7年6月中旬                           |

## 11 実施要領等の交付

令和6年4月25日(金)から事務局において交付するほか、山梨市ホームページから入手できる。(URL <https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>)

## 12 参加申込・企画書等の提出手続等

### (1)提出書類

| 書類名           | 様式      | 提出部数 | 備考                                                                |
|---------------|---------|------|-------------------------------------------------------------------|
| ① 参加申込書兼誓約書   | 様式1     | 1部   | 印鑑証明書等を添付すること。                                                    |
| ② 会社概要調書      | 様式2     | 1部   | 会社の登記簿等を添付すること。                                                   |
| ③ 業務実績調書      | 様式3     | 1部   | 契約金額 10,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)以上のものを記載すること。                     |
| ④ 業務実績を証明する書類 | 任意(A4判) | 1部   | 参加申込の段階では、最も契約額の大きい契約の契約書等の写しを提出し、第1次審査が行われる場合、全ての契約書等の写しを提出すること。 |
| ⑤ 実施体制調書      | 様式4     | 1部   |                                                                   |
| ⑥ 企画提案書       | 任意(A4判) | 10部  | プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。                                         |

|            |                  |                  |                |
|------------|------------------|------------------|----------------|
| ⑦ 本業務費用見積書 | 様式 5             | 正本 1 部<br>副本 9 部 | 見積内訳書を添付すること。  |
| ①～⑦の電子データ  | CD-R 又は<br>DVD-R | 1 枚              | ウイルスチェックを行うこと。 |

## (2) 提案書等に記載すべき事項

提案書は1社1案とし、A4サイズ、文字サイズは12ポイント以上、両面印刷、25ページ以内で作成すること。提案書内には、13(6)評価基準に沿った構成とし、次の事項を明らかにすること。

- (ア) 本業務に対する基本的な考え方、および取り組み方針について提示すること。
- (イ) 戦略の策定に資する調査及び分析の具体的な内容や分析方法について記載すること。
- (ウ) 山梨市まちづくり総合計画との整合性を保持した戦略とするため、本戦略の役割・位置付け、達成目標・指標の設定その考え方について記載すること。
- (エ) 戦略の策定に資する調査及び分析の結果等から、地域ブランディング戦略策定に向けた論点やシティプロモーションの課題をどのように洗い出し、施策の方向性を導いていくのか、具体的な取組について記載すること。
- (オ) 戦略においてどのような構成とするのか、その骨子のイメージについて記載すること。
- (カ) ブランドメッセージの制作に係る市民ワークショップの運営手法について記載すること。また、より多角的な視点を取り入れるための手法について記載すること。
- (キ) ブランドメッセージの制作に当たって、市民にとって身近に感じられ、親しみやすく分かりやすいメッセージとなるよう、工夫する点について記載すること。
- (ク) デジタルマーケティング人材育成に係る職員研修について、研修内容や実施体制について記載すること。また、本研修の成果をシティプロモーションの取組にどう生かしていくかを記載すること。
- (ケ) 本業務の遂行にあたり、同種類似業務の実績について提示すること。
- (コ) 本業務の実施スケジュールを適切に管理するための進行管理やマネジメント体制について記載すること。
- (サ) 各種作成資料や成果品の品質向上に向けた取組について記載すること。
- (シ) 上記事項ほか、提案者独自の提案があれば記載すること。

## (3) 提出方法

事務局へ事前に電話連絡のうえ、持参又は郵送(郵送の場合は配達記録がわかる方法に限る)にて提出する。直接持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

## (4) 提出期限

令和6年5月16日(金)午後5時まで(必着)

## (6)その他

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届(任意の様式)を事務局へ事前に電話連絡のうえ、持参または電子メールで提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

## 11 質問書の提出手続等

### (1)実施要領等に関する質問

#### (ア)質問書の提出方法

プロポーザルに関する質問書(様式6)を作成し、事務局のメールアドレスまでファイルを添付し、送付すること。

なお、件名は「地域ブランディング推進業務プロポーザル質問【社名】」とすること。(メールアドレス kikaku@city.yanamashi.lg.jp)

#### (イ)質問書の提出期限

令和7年5月2日(金)午後5時まで(必着)

#### (ウ)回答日及び回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和7年5月12日(月)に山梨市ホームページに掲載する。

### (2)その他

質問の提出については、(1)の手続きによるもののみとし、それ以外の質問は一切受け付けない。また、質問に対する回答の内容について電話や口頭等による個別の対応はしない。

## 12 第1次審査(書類審査)の実施

4者を超える参加申し込みがあった場合に、書類審査(第1次審査)を行う。第1次審査を行う場合、業務実績調書(様式3)に記載した業務実績を証明する書類を全て提出する。

参加申込書等に基づき、事務局にて受託実績件数が多いものから4者を選定する。ただし、提案者が4者に満たない場合は実施しない。なお、受託実績件数の同点者が多数となり4者の選定が難しい場合は、提案価格が低い参加者を上位とする。

### (1)結果の通知及び公表

第1次審査の結果は、令和7年5月29日(木)までに提案者すべてに対し、書面によりその旨を通知するほか、山梨市ホームページにより公表する。

### (2)非選定理由の説明

非選定の通知を受けたものは、その理由について、次に従い、説明を求めることができる。

#### (ア)提出期限

非選定の通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日を除く。)後の午後5時まで

(イ) 提出場所

事務局

(ウ) 提出方法

出期限までに必ず事務局に持参すること。郵送による提出は認めない。

(エ) 提出書類

様式は任意とする。ただし、代表者の記名押印を要する。

(オ) 回答期限

提出期限の翌日 から起算して10日以内に書面により回答する。

(カ) その他

期限後の質問は受け付けない。

### 13 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会委員によるヒアリングを行い、全提案者終了後に第2次審査を実施する。各委員の2次審査の各評価項目の合計点の平均を評価点とし、最も高い者(最優秀者)を1者、次点の者を1者特定する。なお、プレゼンテーション及びヒアリング、第2次審査は非公開とする。

(1) 実施場所

山梨市役所5館西階502会議室

(2) 実施日時

令和7年6月3日(火)午前9時30分から

(第2次審査の時間割は、第1次審査結果通知と同時に送付する。)

(3) 方法

(ア) プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、提案書の提出時に先着者からくじを引き決定する。ただし、郵送による提出の場合は、事務局がくじを引く。

(イ) 第2次審査については各事業者とも、プレゼンテーションを行った後、審査委員会委員がヒアリングを行う。

(ウ) パソコン、モニターを使用して説明すること。パソコン及びケーブル、データについては提案者が持参し、モニターは本市で用意する。モニターの入力端子はHDMI端子のみ対応している。

(エ) プレゼンテーションについての詳細は、第2次審査提案者に対し、第1次審査結果通知と同時に送付する。

(オ) プレゼンテーションは、あらかじめ提出した提案書に記載した内容に限り行うものとする。提出した提案書の内容以外の資料を使用した場合は減点とする。

(カ) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

(キ) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機

関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡し、その指示に従うこと。

(ク)プレゼンテーションにおいては、社名が分からないように工夫すること。資料等に社名が明記されている場合は減点とする。また、プレゼンテーション中に社名を発言した場合も減点とする。

(4)出席者

出席者は3名以内とし、本業務担当者は必ず出席すること。

(5)時間

1者につきにつき45分以内を予定。

(準備:約5分、プレゼンテーション:20分以内、ヒアリング:約15分、片付け:約5分)

(6)審査方法

審査については、審査委員会において、提案書を提出した者の中から、提案書内容及びプレゼンテーションを総合的に勘案した上で、「評価基準」に基づき、委員が評価(点数化)し、その平均である評価点が最も高い者を最優秀者とし、第一順位の受託候補者とする。また、評価点が同点で最優秀者が2者以上となった場合については、提案価格が低い参加者を上位とし、提案価格が同額の場合は、審査委員会の合議により順位を決定する。

(7)評価基準

提案書及びプレゼンテーションにより、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査する。

(8)失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

(ア)参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合

(イ)提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ)審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ)他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合

(オ)優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

(カ)評価点の合計が140点未満の場合

(キ)提示する見積額が委託業務上限額を超えた場合

(ク)契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(9)結果の通知及び公表

第2次審査の結果は、提案書を提出したすべての提案者に対し、令和7年6月9日(月)に書面により通知するほか、山梨市ホームページにより公表する。

(10)非選定理由の説明

非選定の通知を受けたものは、その理由について、次に従い、説明を求めることができる。

- (ア)提出期限 非選定通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)後の午後5時まで
- (ウ)提出場所 事務局
- (エ)提出方法 提出期限までに必ず事務局に持参すること。郵送による提出は認めない。
- (オ)提出書類 様式は任意とする。ただし、代表者の記名押印を要する。
- (カ)回答期限 提出期限の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。
- (キ)その他 期限後の質問は受け付けない。

## 15 費用負担

本要領にて要求する資料等の作成に係る費用及び本プロポーザルに参加する費用は、全て提案者の負担とし、参加報酬(報償費)等は支払わない。

## 16 契約

### (1)契約締結予定日

令和7年6月中旬

### (2)契約の交渉

特定された受託候補者と具体的な事業内容を協議及び調整した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。ただし、当該受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の提案書提案者と協議できるものとする。

## 17 留意事項

### (1)受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により本市の承諾を得なければならない。

### (2)委託業務を遂行するにあたっては、本市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

### (3)下記のいずれかに該当する場合は参加資格を取り消す場合がある。

(ア)提出書類に不備があった場合

(イ)提出期間経過後に書類の提出があった場合

(ウ)提出書類等に虚偽の記載があった場合

(記載内容に関する責任は提案者提案者が負うものとする。)

(エ)実施要領に違反した場合

(オ)審査委員会が公正を欠いた行為があったと認定した場合

### (4)提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保

護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

- (5) 提出書類は、提出期間経過後の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された書類は山梨市情報公開条例、および山梨市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書などの作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、または使用することはできない。
- (8) 本プロポーザルの提案者は、審査の経緯、結果についての異議申し立てを行うことはできないものとする。